

令和7年第4回防府市議会定例会会議録（その5）

○令和7年12月17日（水曜日）

○議事日程

令和7年12月17日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議案第 87号 指定管理者の指定について
- 議案第 88号 指定管理者の指定について
- 議案第 93号 指定管理者の指定について
- 議案第 94号 指定管理者の指定について
- 議案第 96号 防府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例の制定について
- 議案第 97号 防府市行政財産使用料徴収に関する条例中改正について
- 議案第 99号 防府市手数料条例中改正について
- 議案第100号 防府市福祉センター設置及び管理条例中改正について
- 議案第101号 防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正につ
いて
- 議案第102号 防府市留守家庭児童クラブ設置及び管理条例中改正について
- 議案第104号 防府市斎場設置及び管理条例中改正について
- 議案第105号 防府市営墓園設置及び管理条例中改正について
- 議案第106号 防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例中改正について
- 議案第121号 防府市公民館設置及び管理条例中改正について
- 議案第126号 防府市青少年科学館設置及び管理条例中改正について
- 議案第127号 防府市野島漁村センター設置及び管理条例中改正について
- 議案第128号 防府市教育集会所設置及び管理条例中改正について
(以上教育民生委員会委員長報告)
- 議案第 89号 指定管理者の指定について
- 議案第 98号 防府市手数料条例中改正について
- 議案第107号 防府市市民農園設置及び管理条例中改正について
- 議案第108号 防府市漁港管理条例中改正について

- 議案第 1 0 9 号 防府市水産総合交流施設設置及び管理条例中改正について
- 議案第 1 1 1 号 防府市中高年齢労働者福祉センター設置及び管理条例中改正について
- 議案第 1 1 3 号 防府市地域職業訓練センター設置及び管理条例中改正について
- 議案第 1 1 4 号 防府市創業・交流センター設置及び管理条例中改正について
- 議案第 1 1 8 号 防府市港湾施設野積場設置及び管理条例中改正について
- 議案第 1 1 9 号 防府市都市公園設置及び管理条例中改正について
(以上産業建設委員会委員長報告)
- 議案第 9 0 号 指定管理者の指定について
- 議案第 9 1 号 指定管理者の指定について
- 議案第 9 2 号 指定管理者の指定について
- 議案第 9 5 号 第六次防府市総合計画について
- 議案第 1 1 2 号 防府市地域協働支援センター設置及び管理条例中改正について
- 議案第 1 1 5 号 防府市サイクリングターミナル設置及び管理条例中改正について
- 議案第 1 1 6 号 防府市三田尻塩田記念産業公園設置及び管理条例中改正について
- 議案第 1 1 7 号 防府市観光交流・回遊拠点施設設置及び管理条例中改正について
- 議案第 1 2 2 号 防府市公会堂設置及び管理条例中改正について
- 議案第 1 2 3 号 防府市地域交流センター設置及び管理条例中改正について
- 議案第 1 2 4 号 防府市山頭火ふるさと館設置及び管理条例中改正について
- 議案第 1 2 5 号 防府市英雲荘設置及び管理条例中改正について
- 議案第 1 2 9 号 防府市文化財郷土資料館設置及び管理条例中改正について
- 議案第 1 3 0 号 防府市体育施設設置及び管理条例中改正について
- 議案第 1 3 1 号 防府市火災予防条例中改正について
(以上総務委員会委員長報告)
- 4 議案第 1 3 2 号 令和 7 年度防府市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 3 4 号 令和 7 年度防府市競輪事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 3 5 号 令和 7 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1

号)

議案第136号 令和7年度防府市と場事業特別会計補正予算(第1号)

議案第137号 令和7年度防府市青果市場事業特別会計補正予算(第1号)

議案第138号 令和7年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)

議案第139号 令和7年度防府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第140号 令和7年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

議案第142号 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等中改正について

5 議案第133号 令和7年度防府市一般会計補正予算(第4号)
(予算委員会開催・予算委員会委員長報告)

6 議案第141号 工事請負契約の締結について

7 常任委員会の閉会中の継続調査について

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員(24名)

1番	藤村	こずえ	君	2番	中谷	哲	君
3番	上野	忠彦	君	4番	原田	典子	君
5番	藤本	真未	君	6番	松村	学	君
7番	田中	健次	君	8番	石田	卓成	君
9番	宮元	照美	君	10番	河村	孝	君
11番	梅本	洋平	君	13番	曾我	好則	君
14番	宇多村	史朗	君	15番	生野	美輪	君
16番	山田	耕治	君	17番	和田	敏明	君
18番	久保	潤爾	君	19番	森重	豊	君
20番	重田	直輝	君	21番	三原	昭治	君
22番	村木	正弘	君	23番	田中	敏靖	君
24番	河杉	憲二	君	25番	安村	政治	君

○欠席議員

12番 上田和夫君

○説明のため出席した者

市長	池田豊君	副市長	能野英人君
教育長	江山稔君	代表監査委員	末吉正幸君
上下水道事業管理者	河内政昭君	総務部長	白井智浩君
人事課長	糸井純平君	総合政策部長	永松勉君
文化スポーツ観光交流部長	松村慎吾君	生活環境部長	亀井幸一君
福祉部長	藤井一郎君	保健子ども部長	石丸典子君
産業振興部長	杉江純一君	土木都市建設部長	藤本英明君
会計管理者	國澤明君	農業委員会事務局長	栗原努君
選挙管理委員会事務局長	須藤千鶴君	消防長	山崎泰介君
教育部長	高橋光男君		

○事務局職員出席者

議会事務局長 岡田元子君 議会事務局次長 篠原昭二君

午前10時 開議

○議長（安村 政治君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届出のありました議員は、上田議員であります。

会議録署名議員の指名

○議長（安村 政治君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。6番、松村議員、7番、田中健次議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議案第 87号 指定管理者の指定について

議案第 88号 指定管理者の指定について

議案第 93号 指定管理者の指定について

議案第 94号 指定管理者の指定について

議案第 96号防府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 97号防府市行政財産使用料徴収に関する条例中改正について

議案第 99号防府市手数料条例中改正について

議案第 100号防府市福祉センター設置及び管理条例中改正について

議案第 101号防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について

議案第 102号防府市留守家庭児童クラブ設置及び管理条例中改正について

議案第 104号防府市斎場設置及び管理条例中改正について

議案第 105号防府市営墓園設置及び管理条例中改正について

議案第 106号防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例中改正について

議案第 121号防府市公民館設置及び管理条例中改正について

議案第 126号防府市青少年科学館設置及び管理条例中改正について

議案第 127号防府市野島漁村センター設置及び管理条例中改正について

議案第 128号防府市教育集会所設置及び管理条例中改正について

(以上教育民生委員会委員長報告)

議案第 89号指定管理者の指定について

議案第 98号防府市手数料条例中改正について

議案第 107号防府市市民農園設置及び管理条例中改正について

議案第 108号防府市漁港管理条例中改正について

議案第 109号防府市水産総合交流施設設置及び管理条例中改正について

議案第 111号防府市中高年齢労働者福祉センター設置及び管理条例中改正について

議案第 113号防府市地域職業訓練センター設置及び管理条例中改正について

議案第 114号防府市創業・交流センター設置及び管理条例中改正について

議案第 118号防府市港湾施設野積場設置及び管理条例中改正について

議案第 119号防府市都市公園設置及び管理条例中改正について

(以上産業建設委員会委員長報告)

議案第 90号指定管理者の指定について

議案第 91号指定管理者の指定について

議案第 92号指定管理者の指定について

議案第 95号第六次防府市総合計画について

議案第 112号防府市地域協働支援センター設置及び管理条例中改正について

議案第 115号防府市サイクリングターミナル設置及び管理条例中改正について

議案第 116 号防府市三田尻塩田記念産業公園設置及び管理条例中改正について

議案第 117 号防府市観光交流・回遊拠点施設設置及び管理条例中改正について

議案第 122 号防府市公会堂設置及び管理条例中改正について

議案第 123 号防府市地域交流センター設置及び管理条例中改正について

議案第 124 号防府市山頭火ふるさと館設置及び管理条例中改正について

議案第 125 号防府市英雲荘設置及び管理条例中改正について

議案第 129 号防府市文化財郷土資料館設置及び管理条例中改正について

議案第 130 号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について

議案第 131 号防府市火災予防条例中改正について

(以上総務委員会委員長報告)

○議長(安村 政治君) 議案第 87 号から議案第 102 号まで、議案第 104 号から議案第 109 号まで、議案第 111 号から議案第 119 号まで、議案第 121 号から議案第 131 号までの 42 議案を一括議題といたします。

まず、教育民生委員会に付託しておりました議案第 87 号、議案第 88 号、議案第 93 号、議案第 94 号、議案第 96 号、議案第 97 号、議案第 99 号から議案第 102 号まで、議案第 104 号から議案第 106 号まで、議案第 121 号及び議案第 126 号から議案第 128 号までの 17 議案について、教育民生委員長の報告を求めます。久保教育民生委員長。

[教育民生委員長 久保 潤爾君 登壇]

○18番(久保 潤爾君) さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第 87 号、議案第 88 号、議案第 93 号、議案第 94 号、議案第 96 号、議案第 97 号、議案第 99 号から議案第 102 号まで、議案第 104 号から議案第 106 号まで、議案第 121 号及び議案第 126 号から議案第 128 号までの 17 議案につきまして、去る 12 月 11 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第 101 号防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について、主な質疑等を申し上げますと、「現在、何人ぐらいの方が減免の対象となっているのか」との質疑に対し、「減免の事由には、市町村民税が非課税の世帯や兄弟の同時利用の場合などがあり、現在 1 か月当たり 200 人弱の方が対象となっております」との答弁がございました。

次に、議案第 104 号防府市斎場設置及び管理条例中改正について、主な質疑等を申し上げますと、「施設の修繕に必要な費用は、今回の使用料の中に含まれているのか」との

質疑に対し、「使用料の算定には、施設の維持管理に必要な小修繕に係る費用は含まれております。現在、長寿命化計画にのっとり実施している大規模改修に係る費用については、使用料の算定には含まれておりません」との答弁がございました。

次に、議案第126号防府市青少年科学館設置及び管理条例中改正について、主な質疑等を申し上げますと、「こどもの観覧料が無料になることにより、収入が減ることになるが、その減額分について、市は指定管理者に対して補填を行うのか」との質疑に対し、「指定管理者とも協議を行い、今後の対応について決めていきたいと考えております」との答弁がございました。これに対し、「市の行った政策により、指定管理者の財政状況が厳しくなることがないように、また、適切な施設運営を維持するためにも指定管理者に対してきちんとした財政措置をしていただきたい」との強い要望がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、議案第97号、議案第99号から議案第102号まで、議案第104号から議案第106号まで、議案第121号、議案第127号及び議案第128号につきましては、「時間区分を1時間単位にすることで負担が減る利用者もあるが、全体的に見た場合、影響の少ない施設まで、この物価高の中で市の統一的な方針で値上げを行うことは、行政の在り方として適切ではないと考える。また、手数料の改正の中には、他市の状況などからも価格を据え置くなどの措置を講じるべきと考えられるものもあることから、値上げは認められない」などの反対意見がございましたので、挙手による採決を行った結果、賛成多数により原案のとおり承認いたしました。

なお、そのほか6議案につきまして、委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、本委員会に付託されました17議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（安村 政治君） 次に、産業建設委員会に付託されておりました議案第89号、議案第98号、議案第107号から議案第109号まで、議案第111号、議案第113号、議案第114号、議案第118号及び議案第119号の10議案について、産業建設委員長に報告を求めます。山田産業建設委員長。

〔産業建設委員長 山田 耕治君 登壇〕

○16番（山田 耕治君） さきの本会議におきまして、当委員会に付託となりました議案第89号、議案第98号、議案第107号から議案第109号まで、議案第111号、議案第113号、議案第114号、議案第118号及び議案第119号の10議案につきまして、去る12月12日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第109号防府市水産総合交流施設設置及び管理条例中改正について、主な質疑等を申し上げますと、「条例では、利用料金の額は条例内で掲げる金額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」とされているが、実際の利用金額が条例内で掲げている金額よりも低くなる場合もあると考えてよいのか」との質疑に対し、「指定管理者が施設の運営状況を考慮し、条例の範囲内で決めていくこととしております」との答弁がございました。

次に、議案第118号防府市港湾施設野積場設置及び管理条例中改正について、主な質疑等を申し上げますと、「このたびの利用料の改定に伴う、関係事業者への影響について伺う」との質疑に対し、「他の自治体と比較しても低い金額で設定していることから、影響はないと考えております」との答弁がございました。

次に、議案第119号防府市都市公園設置及び管理条例中改正について、主な質疑等を申し上げますと、「照明設備のみ使用料が据置きとなっているが、その理由について伺う」との質疑に対し、「照明設備のLED化により、電気代の高騰に対応できることから、据置きとしております」との答弁がございました。

なお、その他7議案につきましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、本委員会に付託されました10議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（安村 政治君） 次に、総務委員会に付託されておりました議案第90号から議案第92号まで、議案第95号、議案第112号、議案第115号から議案第117号まで、議案第122号から議案第125号まで及び議案第129号から議案第131号までの15議案について、総務委員長の報告を求めます。梅本総務委員長。

〔総務委員長 梅本 洋平君 登壇〕

○11番（梅本 洋平君） さきの本会議におきまして、当委員会に付託となりました議案第90号から議案第92号まで、議案第95号、議案第112号、議案第115号から議案第117号まで、議案第122号から議案第125号まで及び議案第129号から議案第131号までの15議案につきまして、去る12月10日、委員会を開催し、審査をいたしましたので、その経緯と結果について御報告を申し上げます。

初めに、議案第90号から議案第92号までの指定管理者の指定について、審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「指定管理者を指定するに当たって、選定する委員の構成及び選定方法について伺う」との質疑に対し、「文化スポーツ観光交流部

長、教育部長、学識経験者と防府商工会議所及び市民活動団体からそれぞれ推薦された委員で構成されております。また、選定方法については、指定管理者の審査基準により、基本事項、事業計画書、提案価格、人員配置等について審査しております」との答弁がございました。

次に、議案第131号防府市火災予防条例中改正について、審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「対象の区域と期間について伺う」との質疑に対し、「対象の区域は市内全体となり、期間については1月1日から5月31日までとなります」との答弁がございました。これに対し、「市民に対し、しっかりと周知をしていただきたい」との要望がございました。

なお、その他11議案につきましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、本委員会に付託された15議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） これより、関係各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 上程されております42議案のうち15議案に賛成し、27議案について反対の立場を表明いたします。

反対する議案は、使用料・手数料の改定に係る議案の中の27議案であります。

すなわち、議案第97号から102号までの6議案、議案第104号から109号までの6議案、議案第111号から113号までの3議案、議案第115号、議案第117号から119号までの3議案、議案第121号から125号までの5議案、議案第127号、128号及び130号、合わせて27議案となります。これら全て使用料・手数料の改定に係る議案となります。

今回の使用料・手数料の見直しは、1997年（平成9年）以降の一斉見直しという形で来年4月施行となりますから、29年ぶりの改定という形で、全般的なものとして多くの条例改正となりました。

引上げの理由として、人件費や管理費などの上昇を反映したものとしていますが、近年

の物価高騰に市民は厳しい家計のやりくりをしている状況であり、こうした時期に使用料・手数料の引上げをすることを認めるわけには参りません。

また、今回の改定案で青少年科学館など3施設において、中学生以下のこども料金の無料化をされることは評価をいたします。これにより、大人の料金は若干の引上げとなりますが、全体として、入館料等収入が減額される青少年科学館と塩田公園の2施設に関する条例改正には賛成をします。

もう一点申し上げますと、幾つかの施設で会議室等の貸出区分を午前・午後・夜間という3つの区分であったものを1時間単位とされました。このことは必要な時間だけ借りられるという市民の利便性を図ろうとしたものであり、その意図は評価できますが、その際に、時間単価が低い午前と時間単価が高い夜間の区別をすることなく、全体の平均を基に20%弱の引上げをしたため、午前中の利用者がこれまでと同じように午前中の時間帯を借りようとするれば40%を超える値上げとなり、現行料金の20%を上限に見直しという方針から外れたものとなっております。煩雑になるかもしれませんが、これまでの貸出区分ごとに1時間ごとの単位を決めるべきであったということを申し添えます。

以上、使用料・手数料の引上げに関する27議案について討論させていただきました。特に申し上げなかった他の議案に関しては、執行部の説明及び議員の質疑に対する答弁により、これを了とするものであります。

以上、討論いたします。

○議長（安村 政治君） 4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） 私は「日本共産党」の立場から、ただいま議題となっております42議案のうち27の議案について反対をいたします。

反対の議案は、議案第97から102、議案第104から109、議案第111から113、議案第115、議案第117から119、議案第121から125、議案第127、議案第128、議案第130です。

これらの議案では、物価高騰に伴う人件費や管理費の上昇を理由に、公共施設の使用料や各種手数料の改定が提案されています。こうした背景事情について一定の理解はいたしますが、現在、市民の暮らしは物価高騰により大変厳しい状況にあり、これ以上の市民負担増を伴う改定には賛成できません。

個別で申し上げますと、議案第101号、議案第102号留守家庭児童保育や留守家庭児童クラブの利用料も値上げの対象となっております。子育て支援を手厚く進めてきたとする本市の方針を踏まえると、子育て世帯に直接負担増を求める今回の改定は、政策の方向性と整合しているとは言えません。

一方で、ソラールや三田尻塩田公園、英雲荘において中学生以下の利用を無料とする点については、こどもたちの学びや体験の機会を広げるものとして一定の評価はいたします。しかしながら、議案第125号英雲荘については、主に歴史や文化を学びたい高校生以上あるいは観光客などの利用が中心である施設です。そうした施設において、こども無料化を評価材料としつつ、全体としては利用料上げを進めることは観光振興や文化資源の活用という観点からも疑問が残っております。観光を強化するのであれば、より多くの方が訪れやすい料金設定が必要であり、その意味でも今回の改定には反対をせざるを得ません。地方自治体の役割は、暮らしが厳しいときほど市民の側に立ち、負担を和らげることにあります。

以上の理由で、私は市民生活を守る立場からも今回の27議案に反対をいたします。

以上です。

○議長（安村 政治君） 10番、河村議員。

○10番（河村 孝君） このたびの使用料及び手数料の改正に関する全ての議案に対し、「公明党」として賛成の立場から討論いたします。

本議案は、平成9年度以降、約30年ぶりとなる本格的な料金の一斉見直しであり、人件費や管理費など、物価高騰の影響による施設の維持管理コストの上昇を適正に反映させるための極めて重要な判断であると認識しております。持続可能な公共サービスを提供し続けるため、財源の適正化を図る努力は欠かせません。

次に、今回の料金改定は、市民生活への配慮に基づいております。市民の皆様にとって最も重要な点、すなわち公民館などの公共施設における地域住民の社会教育と本来の目的とした利用については、これまでどおり無料が堅持されます。これにより、市民の皆様の学びや交流の機会が、経済的な負担によって断念されることがないという安心が守られております。

今回の値上げの対象は、主に公共施設の設置目的に反する営利活動等での利用です。これは、公の施設が本来の目的に沿って活用される原則を徹底し、受益者負担の公平性を厳格に守る、厳格に図る措置であり、真に市民生活を支える利用には影響を与えません。

また、改定幅についても、現行料金の20%を上限とするなど、急激な負担増を避ける慎重な見直しである点も評価いたします。あわせて、指定管理者制度を導入している施設においては、利用者の利便性が損なわれないよう執行部側から指定管理者に対し、市民目線での円滑な運用に向けた十分な支援と協力を強く要望いたします。

さらに、本議案には未来の防府市を担うこどもたちへの投資ともいえるソラール、英雲荘、三田尻塩田記念産業公園といった防府市の歴史や文化、科学を学べる重要な施設にお

けるこども料金の無料化は、こどもの探求心と学習意欲を支援し、学びの機会の公平性を確保するものであり、重ねて、各施設の内容充実に関しても要望いたします。料金改定後につきましても、第6次総合計画の期間である2030年度までは料金を維持する方針が示されている点も重要な点でございます。

以上の理由から、本議案は公共サービスの持続可能性の確保と市民の利便性、公平性の両立を図り、さらに未来の世代への投資を盛り込んだバランスの取れた改定案であると判断いたします。

最後に、今回の料金改定の趣旨、特に無料が堅持される範囲につきましても、市民の皆様様の御理解を得るために、丁寧かつ積極的な広報を重ねて要望いたしまして、本改定案が円滑に施行されることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（安村 政治君） ほかにございませんか。1番、藤村議員。

○1番（藤村こずえ君） ただいま議題となっております使用料・手数料の改定に関する議案を含む42議案、全ての議案について会派「自由民主党」は賛成の立場で討論いたします。

近年の物価高騰や人件費の上昇は、私たちの日常生活だけでなく、公共施設の維持管理や行政サービスを提供するためのコストにも確実に影響を及ぼしています。こうした状況の中で重要なのは、サービスを利用される方には、その受ける利益に応じた適正な負担をお願いすると同時に、利用されない方との間で負担の公平性をしっかりと確保していくことであると考えております。

では今、なぜこの見直しなのか、それは新年度から本市の新たな総合計画がスタートする、まさにその節目の年だからです。この物価高の中にあっても、市民サービスを低下させることなく、第6次防府市総合計画に掲げた施策を着実に実行していくことは市としての責務でございます。そのためには、当然ながら安定した財源の確保が必要であり、サービスを受ける方に対して、適正に受益者負担を求めることは決して避けて通れないものであると考えます。

今後、自治体経営を取り巻く環境は、物価や人件費の上昇に加え、公共施設の老朽化に伴う更新需要の増加など、より一層厳しさを増していくことが想定されます。だからこそ、本市は必要な見直しを先送りするのではなく、今できる点検と整理を行い、市民サービスを将来にわたって維持し、さらには向上させていく姿勢が重要であると考えます。

また、市長は、この総合計画期間である5年間については、使用料・手数料の見直しは行わない方針を示されております。物価が上がるたびに料金を見直し、その都度、市民の皆様様に負担をお願いすることはかえって不親切であり、不安を与えるのではないでしょう

か。今の時点で総点検を行い、一定期間見直しを持てる形にすることこそが、市民にとっても分かりやすく、安心につながる判断であると評価をいたします。

今回の改正では、改正幅についても現行料金の20%を上限とするなど、利用者への十分な配慮がなされております。また、改正に当たり三田尻塩田記念公園、英雲荘、ソラールの特別展を含めたこども料金の無料化は新たなほうふっ子応援パッケージの施策として位置づけられ、こどもたちの学びや体験の機会を広げる取組として高く評価をいたします。

また、従来の午前・午後・夜間という貸出区分となっている一部の施設についてですが、これまで大きな問題があったとは思ってはいません。ですが、正午から午後1時までの昼休みの時間帯や夕方5時から6時といった実際には利用が少ない時間帯も含まれていた点については、委員会の中でも課題として指摘がありました。こうした指摘を踏まえ、執行部において、1時間単位の料金設定のほうが市民の皆様にとって分かりやすく、利用実態にも即しているとの判断がなされたものと受け止めています。実際に2時間程度の利用であっても、これまでは午後区分として長時間分の料金を支払っていたケースもあり、今回の見直しは、より合理的で、納得感のある制度であると感じております。

加えて、委員会において、執行部から御答弁のありました時間に差をつけることはいかなるものかという考え方についても、私は妥当であると受け止めております。誰もが公平に利用できる仕組みを整えるという点において、今回の改正は理解できる内容です。

ここで1点要望いたします。指定管理者が運営する施設については、利用率向上の観点から、改定料金の範囲内で柔軟な運用が行われる場合には、市として必要なサポートや配慮を行っていただくことを要望いたします。

今回の使用料・手数料の改正は新たな総合計画のスタートに合わせ、全ての施設、行政サービスを総点検した上で行われるものであり、将来にわたり持続可能で質の高い公共サービスを提供していくための必要かつ現実的な見直しであると考えます。

以上の理由から、会派「自由民主党」は、本議案を含む全ての関係条例の改正に賛成をいたします。

○議長（安村 政治君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております議案のうち、議案第97号から議案第102号まで、議案第104号から議案第109号まで、議案第111号から議案第113号まで、議案第115号、議案第117号から議案第119号まで、議案第121号から議案第125号まで、議案第127号、議案第128号及び議案第130号の27議案については反対の意見もありま

すので、それぞれ起立による採決といたします。

まず、議案第97号については、教育民生委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第97号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号については、産業建設委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案98号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号については、教育民生委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 起立多数でございます。よって、議案第99号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号については、教育民生委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第100号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号については、教育民生委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第101号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号については、教育民生委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第102号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号については、教育民生委員長の報告のとおりこれを可決すること

に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第104号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号については、教育民生委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第105号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号については、教育民生委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第106号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号については、産業建設委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第107号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号については、産業建設委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 起立多数でございます。よって、議案第108号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号については、産業建設委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第109号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号については、産業建設委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第111号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号については、総務委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第112号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号については、産業建設委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第113号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号については、総務委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第115号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号については、総務委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第117号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号については、産業建設委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第118号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第119号については、産業建設委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第119号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号については、教育民生委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第121号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第122号については、総務委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第122号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号については、総務委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第123号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第124号については、総務委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第124号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第125号については、総務委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 起立多数でございます。よって、議案第125号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第127号については、教育民生委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第127号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第128号については、教育民生委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第128号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第130号については、総務委員長の報告のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第130号については、原案のとおり可決されました。

次に、残る議案第87号から議案第96号まで、議案第114号、議案第116号、議案第126号、議案第129号及び議案第131号の15議案については関係各常任委員長の報告のとおりこれを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第87号から議案第96号まで、議案第114号、議案第116号、議案第126号、議案第129号及び議案第131号の15議案については原案のとおり可決されました。

議案第132号令和7年度防府市一般会計補正予算（第3号）

議案第134号令和7年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

議案第135号令和7年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第136号令和7年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第137号令和7年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第138号令和7年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）

議案第139号令和7年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第140号令和7年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第142号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等中改正について

○議長（安村 政治君） 次に、議案第132号、議案第134号から議案第140号まで及び議案第142号の9議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 議案第132号、議案第134号から議案第140号まで及び議案第142号の9議案につきまして一括して御説明を申し上げます。

初めに、議案第142号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等中改正について御説明申し上げます。

本案は、人事院の国家公務員給与の改定の勧告に準じて、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額並びに議員及び特別職の期末手当の額を引き上げるものでございます。

次に、議案第132号令和7年度防府市一般会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正予算につきましては、先ほど議案第142号で申し上げました人事院の国家公務員給与の改定の勧告に準じて、職員給与費等を改定するため、3億80万9,000円を計上することとし、補正後の予算総額を600億380万9,000円とするものでございます。

なお、財源につきましては、全て一般財源とし、前年度繰越金により対応させていただいております。

次に、議案第134号から議案第140号までの7議案についてです。

1ページの議案第134号令和7年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）、11ページの議案第135号令和7年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、23ページの議案第136号令和7年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）、33ページの議案第137号令和7年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）、45ページの議案第138号令和7年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）、55ページの議案第139号令和7年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）及び69ページの議案第140号令和7年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の7会計につきましては、いずれも、先ほど議案第142号で申し上げました人事院の国家公務員給与の改定の勧告に準じて、職員給与費等を改定するものでございます。

なお、財源につきましては、議案第135号から議案第137号まで、議案第139号及び議案第140号については、一般会計からの繰入金により、議案第134号及び議案第138号については、各会計の予備費により対応させていただいております。

以上、議案第132号、議案第134号から議案第140号まで及び議案第142号の9議案について、御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（安村 政治君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております9議案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております9議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第132号、議案第134号から議案第140号まで及び議案第142号の9議案については原案のとおり可決されました。

議案第133号令和7年度防府市一般会計補正予算（第4号）

（予算委員会開催・予算委員会委員長報告）

○議長（安村 政治君） 議案第133号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 議案第133号令和7年度防府市一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

物価高騰が長期化し、米国の関税措置による影響もある中、市民生活や市内経済は大変厳しい状況にあります。こうした状況を踏まえ、市民の皆様にも一刻も早く支援が行き渡るよう必要な補正予算を編成いたしました。

今回の補正予算において、物価高から市民の暮らしを守るとともに、市内事業者の活動を支援するため、市民全員へのおこめ券・商品券の支給をはじめ、保育園、幼稚園や高齢者福祉施設等へのお米の支給、小・中学生の1月から3月までの給食費の無償化、未就学児等に対するクーポン券の配布、プレミアム付商品券の発行、中小事業者等が取り組む設備導入支援など、国の給付金事業と合わせて総合的な対策を講じることといたしました。

こうした総合的な対策を講じるため歳入歳出予算の総額に、それぞれ15億8,300万円を追加し、補正後の予算総額を615億8,680万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、配付いたしております令和7年度12月補正予算（案）の概要で説明をさせていただきます。

まず、3ページをお願いいたします。

国事業の物価高対応子育て応援手当支給事業についてです。

こども1人当たり2万円を支給することとし、4億200万円を計上いたしております。次に、市民の「食」と「暮らし」応援事業についてです。

米を中心とする食料品の価格高騰対策として、米の需要喚起にもつながるおこめ券と市内店舗で使用できるクーポン券を合わせて5,000円分支給することとし、6億8,900万円を計上いたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

社会福祉施設等物価高騰支援事業についてです。

1施設当たり100キログラムのお米を支給することとし、4,000万円を計上いたしております。

次に、子育て世帯応援事業についてです。

事業の効果を早期に実感していただけるよう、小・中学生の1月から3月までの学校給食費を無償化するとともに、未就学児等に対しましては、1人当たり1万円のクーポン券を配布することとし、2億4,200万円を計上いたしております。

次に、農林水産業燃料油支援事業についてです。

漁業や施設園芸等に用いる重油や灯油の購入を支援することとし、1,000万円を計上いたしております。

5ページをお願いいたします。

プレミアム付商品券発行事業についてです。

商工会議所と連携し、物価高の影響を受ける市民生活を幅広く応援するため、プレミアム率20%の商品券を6万セット発行することとし、1億4,000万円を計上いたしております。

次に、生産性向上設備導入支援事業についてです。

中小事業者等が厳しい経営環境を乗り越えるために取り組む、生産性向上につながる設備の導入などを十分に支援できるよう6,000万円を追加計上いたしております。

次に、歳入についてです。

3ページをお願いいたします。

このたびの補正予算の財源といたしましては、国庫支出金や交付予定の重点支援地方交付金の全額を活用するとともに、不足する財源につきましては、一般財源であります前年度繰越金により対応させていただいております。本補正予算の効果が、市民や事業者の方々へ年度内には届くよう、スピード感を持って全力で取り組んでまいります。

以上、議案第133号について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（安村 政治君） 本案に対する質疑を求めます。2番、中谷議員。

○2番（中谷 哲君） 市民の「食」と「くらし」応援事業についてでございます。執行部におかれましてもいろいろとお考えになられたことと思いますが、おこめ券、商品券、現金の事業スキームを教えてください。

あと、関連でもう一点でございますが、以前10万円の現金支給事業を実施されたとき、市の職員の方が大変御苦労されたとお聞きしております。人員配置等、そのときの状況も教えていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安村 政治君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） お答えいたします。

このたびのおこめ券、商品券の事業スキームと前回現金を支給したときの事業スキーム合わせて、職員がどうだったのかというお尋ねでございます。

まず、このたびのおこめ券と商品券につきましては、全国で使用可能なおこめ券3,000円相当と市内で使用可能な商品券2,000円相当です。合わせて5,000円相当として、個人ごとに取りまとめて世帯ごとに配送するという予定にしております。

具体的には、おこめ券と商品券を合わせて個人ごとに仕分けた上で、世帯ごとに取りまとめて、お知らせの文書や利用可能な店舗などを同封して発送し、発送後は届かなかったというようなこともあろうかと思っておりますので、その処理であるとか、お問合せ等の対応を予定しているところです。

今回の職員の体制につきましては、主な担当の職員4人、会計年度任用職員8名、その他必要に応じて、応援職員等を動員して進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、現金、令和2年に実施しておりますけれども、この現金給付のときの状況でございます。前回は10万円配っておりますけれども、このたび金額が変わっても手順等々は変わることはないと考えておりますけれども、具体的には、全世帯からのまず申請を受け付ける作業から始まって、それにより各世帯の口座情報の確認や取得確認、また、申請の不備の修正であるとかそれへの対応、その後、問合せであるとか入金できないものへの対応等々の作業が出てまいります。当時、この作業につきましては、主に職員6名、会計年度任用職員20名、必要に応じて動員職員を動員して対応したところでございます。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 2番、中谷議員。

○2番（中谷 哲君） ありがとうございます。10万円の支給事業の際には、私はまだ議員になる前の話であったんですが、大変だったということはよくお聞きしております。

今はマイナンバーにひもづいているとはいえ、銀行口座までひもづいている人は僅かだと認識しております。防府市にはプレミアム商品券という早期対応できる手段もございます。国の総合経済政策などで既存の制度をしっかりと活用して、スピード感を持って対応するということがよく理解できました。ありがとうございます。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 委員会付託されるということでもありますので、細かなことはここではお聞きしませんが、1点だけ。

委員会には市長が基本的には出席されませんので、おこめ券を市長が政策的にというのか、そういう形で選んだと決めたということについて御答弁をいただければと思います。と申しますのは、全国的に見てもおこめ券というものが使い勝手がいいのか悪いのか、それから、その事務経費というものが当初は500円券のうち実際に使えるものというものは440円だと、それはちょっと上がってきて、今480円とか477円というふうに言われていますが、そういう形で、毎日新聞の例えば12月12日には、おこめ券に自治体ノーというような形で出てたり、あるいは中国新聞の社説でおこめ券自治体の批判に耳傾けようというような記事があったり。もう一つ、山形県、これは今の農水大臣の地元ですが、そこの地元でもおこめ券を採用するというふうにした自治体は一つもないと、採用しないと決めた自治体はあるけれども、あとは検討中というようなことでございました。

そういう中で、防府市が10日に記者会見されたのは、今日の最終本会議に議案を提出するぎりぎりの日ということで、防府市議会が最終本会議が他の市議会と比べて若干早いということがあって、防府市がおこめ券ということが早くなったわけですが、市長としてどういう思いでこれを採用したのか、この点について、これはぜひお答え願えればと思います。

○議長（安村 政治君） 市長。

○市長（池田 豊君） このたびのおこめ券とあって、いろんなマスコミ等では様々な議論がされていることは十分承知しております。これにつきましては、市の中でも十分に議論させていただいたところですが、今回の米の高騰によって、お米離れが進んで、米の需要が減っていくということになると、将来的に大きな問題になるんじゃないかというふうに考えております。

防府市では、今、土地利用型農業を進め、いろんなことをやっていこうと思っておりますけれども、国民の皆様が米離れをしてはいけないというふうに考えております。この需要喚起というか、そういうものの中で、しっかりと市民の皆様にお米を食べていただきたい。そして、これからもそういう稲作というか土地利用型農業を守っていきたいということも

思いも込めて、というかそれが一番メインだと思いますけれども、その中で、このたびおこめ券という国の政策も活用させていただき、またお米というのが物価高騰の今回の一番の話題になっておりました。その中で、市としてしっかりと取り組むべきだと議論した結果、そのように判断させていただきました。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） おこめ券について議論がある意味で片方ではそういった農業政策的な面でおこめ券ということを言われているところもありますが、ただ正直なところ、私は市民の物価高ということを考えれば、おこめ券というものが非常に使いにくいということに対して、最近農水大臣はお米以外のものも買えるんですよ、スーパーでもデパートでも大丈夫ですよと。山形放送の関係のものであれば、スーパーやデパートでも大丈夫ですよのほかに、卵とかそういう食料品でも大丈夫なんですよということをおかれておって、必ずしもそのおこめ券というのがお米でないようなものも買えるというふうに言われてますが、片や流通業界からは、そんなことをされては困るというような議論もされておるようです。そういうことについて、例えば、消費者の立場で物価高騰対策ということであれば、お米というさっきの農業政策的な面もあると思いますが、そういった形で幅広く使えるということに対して、市のほうが、市長が先頭を切って、それを広げていくと。セブンイレブンなどもおこめ券は引換えしますよと、ただ、その引き換えるのは各店によって必ずしも全てではないと、セブンイレブンの本社のほうはそういうようなことを出してますけれども、幅広く使えるのかどうかは、必ずしも今言われているとおりではないと思うので、その辺について、市として、消費者の立場、物価高騰に苦しむ市民の立場でそういうものも拡充していくというお考え方が、市長先頭にそれがいいのかどうか、ちょっとそこをお聞かせください。

○議長（安村 政治君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） 議員言われるように、国のほうでもお米以外にも使えますよというような話も出ているところでございます。そういった市内でおこめ券がどこで使えて、お米以外にも使えるのかといったようなお声も当然ありますので、そういったところをしっかりと確認して、投げかけもして、使える店舗、どういったところで、どういったものが使えますよというような店舗を発送のときには一覧表にして、しっかり入れてお知らせしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） よろしいですか。8番、石田議員。

○8番（石田 卓成君） 先ほどの部長答弁でちょっと気になったんですが、このおこめ

券なんですけど、先ほど全国で使えるみたいなことをおっしゃったような気がするんですが、防府市がこれ結構先陣切って、全国でも先陣切ってやろうということで、僕はすごい農家の代表としてもうれしく思っているんですが、市内に限定する方法とか、その辺を模索していただきたいなど。何のためにやるのか、周りの市がもしもやらなかったら、防府のおこめ券がよそに逃げるだけじゃないですか。それをちょっとさっきの答弁早まりすぎ、もうちょっと検討していただきたいなと思いますけど、その辺の修正できませんかね。

○議長（安村 政治君） 総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） 今、おこめ券を販売しているのが、御存じだと思うんですけども、全米販と全農、この2社が販売しているところでございます。このスキームにつきましては、今一応全国で使える券ということになっておりまして、そこを利用する予定にしているところでございますので、例えば、市内限定にできないかというようなことについては、まだ予算も可決しておりません。予算が可決されたら実際に動くことになるんですけども、その交渉に当たっては、そういったこともちょっと確認しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（安村 政治君） 8番、石田議員。

○8番（石田 卓成君） ありがとうございます。

なんかさっき市長も前であなずいてくださってみたいなんで、ちょっと市長としても思いを聞かせていただけたら助かります。（笑声）

○議長（安村 政治君） 市長。

○市長（池田 豊君） 後ほど委員会のほうでいろいろあるかと思っておりますので、その議論を踏まえて、その後で考えていきたいと考えております。

○議長（安村 政治君） よろしいですか。

○8番（石田 卓成君） はい。

○議長（安村 政治君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第133号については予算委員会に付託と決しました。

ここで、予算委員会を11時20分から開催していただきます。本会議の再開は予算委員会終了後といたします。

それでは、委員会開催のため暫時休憩といたします。

午前 11 時 6 分 休憩

午後 3 時 開議

○議長（安村 政治君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き、議案第 133 号を議題といたします。

それでは、予算委員会に付託されておりました議案第 133 号について予算委員長の報告を求めます。河村予算委員長。

〔予算委員長 河村 孝君 登壇〕

○10番（河村 孝君） 午前中の本会議におきまして、予算委員会に付託となりました議案第 133 号令和 7 年度防府市一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、先ほど委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における主な質疑等でございますが、「市民の「食」と「暮らし」応援事業について、おこめ券について市民が受け取る金額について伺う」との質疑に対し、「市民が受け取る金額としましては、440 円分のおこめ券を 7 枚の 3,080 円とする予定です」との答弁がございました。また、「おこめ券が利用できるのは、お米の購入にしか利用できないのか伺う」との質疑に対し、「おこめ券は取扱店が認めた商品の購入が可能であるため調査して明示してまいります」との答弁がございました。

次に、生産性向上設備導入支援事業について、「米国関税の影響を強く受ける本市の産業構造に対応して実施されている本事業について、第 1 次及び第 2 次募集における事業の活用事例や事業者の声などについて伺う」との質疑に対し、「本事業には製造業をはじめ建設業、農業など幅広い業種から申請があり、142 件の交付決定を行っております。その中で、自動梱包機や測量システム等の導入支援を行っており、事業者の皆様からは作業時間短縮や人材配置の適正化による労働条件の改善、受注可能件数の拡大等につながったとの声を頂いております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、重田委員から「市民の「食」と「暮らし」応援事業について、事業本来の目的である物価高騰対策は、市民の各ニーズに柔軟に対応し、明瞭な方法で実施する必要がある。そのため、原案のおこめ券及び商品券の支給を改め、現金給付による支給で実施すべきである」との理由で、総務費から 96 万 6,000 円を減額し、農林水産業費に同額を増額する修正案が提出されました。提出者から説明を受けた後、修正案と修正部分を除く原案について一括して討論を求めましたところ、修正案につきましては、「おこめ券はお米以外の食料品等にも利用できることが国から追加で示されており、主食

などの食料品の購入に重点を置き、物価高騰で最も切実な生活基盤の維持という目的を確実に達成できる。そして何より、現金給付の場合、過去のコロナ禍での経験からも明らかのように、申請内容の確認作業、コールセンターや窓口対応などに多大な時間と労力を要し、スピード感がないという大きな批判を招いたとの考えから反対する」との意見や「市民のニーズに柔軟に対応し、利便性の高い現金給付による支給方法に賛成する」との意見がございました。

討論を終結し、お諮りしましたところ、修正案については挙手による採決の結果、賛成少数で不承認となり、原案について賛成多数で承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（安村 政治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

20番、重田議員。

○20番（重田 直輝君） この際、動議を提出します。

議案第133号について、補正予算案の修正案を改めて提出したいため発言を許されんことを望みます。

○議長（安村 政治君） ただいま20番、重田議員から、本案に対する修正の動議が提出されましたが、所定の賛成者はありますでしょうか。御起立ください。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 所定の賛成者がありましたので、本動議は成立いたしました。

ここで、修正案配付のため暫時休憩いたします。

午後3時 6分 休憩

午後3時 8分 開議

○議長（安村 政治君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、提出者の説明を求めます。20番、重田議員。

〔20番 重田 直輝君 登壇〕

○20番（重田 直輝君） 議案第133号一般会計補正予算に対する修正案の提案を改めていたします。

先ほど河村予算委員会委員長から、御報告がありましたように、不承認となりましたが、改めて提案をさせていただきます。

本予算のうち、原案2款総務費1項総務管理費の市民の「食」と「暮らし」応援事業に

ついて、補正予算額の6億8,900万円、予算から96万6,000円を減額し、減額分については6款農林水産業費1項農業費と3項水産業費それぞれに48万3,000円を増額した予算に改めるものです。

提案理由を説明いたします。

本事業は、物価高騰が長期化する中で、市民生活に生じている不安を少しでも和らげることを目的としているものと理解をしております。しかしながら、現行案においては、市が独自に発行する商品券2,000円分に加え、国から推奨メニューとして示されたおこめ券3,000円分を支給する内容となっております。

特に、おこめ券はその名称からもお米以外の食料品等に使用できるのか、どのお店で使用可能なのか、複雑で市民には分かりづらいと思われれます。加えて、本市が現金給付に変更した場合、96万6,000円の経費負担を抑えられます。実際におこめ券での支給を選択しない全国の自治体が多数あることは御承知のとおりです。

そこで、これらの課題を解消し、物価高騰の影響を強く受けている市民生活への支援という本来の目的をより効果的に達成するため、おこめ券3,000円分と商品券2,000円分を合わせた一律5,000円の現金給付へ変更する修正案を提案するものであります。

これは、本事業が目指す生活支援の目的に最も合致した手法であると考えております。全ての市民に対し、より役立つ形で、確実な支援を届けるため、本修正案に御理解と御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（安村 政治君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 質疑を終結して、修正案及び原案について、一括して討論を求めます。8番、石田議員。

○8番（石田 卓成君） それでは、議案第133号一般会計補正予算の修正案に対する反対、原案に対して賛成の討論をさせていただきます。

会派「国民民主党」として、ただいま提出された修正案には断固として反対し、執行部が提案した原案、物価高騰対策としてのおこめ券3,000円分相当と地域商品券2,000円分の予算案について、強く賛成の意を表明させていただきます。

長年、米価の低迷に苦しみながらも地べたをはいつくばりながら、地域の農地を守り続けてくれた農家さんたちの代弁者として、私たち日本人の主食であるお米にこうして光が当たったことを心からうれしく思っております。稲作農家さんは、まさに我が国の生命の基盤を支えてきたなくてはならない存在です。池田市長が様々な意見があるけれども、米

離れが問題になっている今、これをきっかけにみんなでお米を食べようという動きになればいいと全国の自治体に先駆けて強い信念を示してくれたことをうれしく思います。ありがとうございます。

今回の施策は単なる生活支援策にとどまらず、主食の価値を再認識していただくという意味で未来に向けた価値のある第一歩だと評価いたします。しかし、この重要な局面で一部の議員から大衆に迎合する形でおこめ券ではなく、現金を給付すべきだという修正案が出されました。私はこれに断固として反対いたします。それは誰だって使い道が決められていたり、期限があったりする商品券と現金のどちらがよいかと聞かれれば現金と言うに決まっています。ですが、議員が短絡的にポピュリズムに迎合するようになれば、それはもう世も末だと私は思うのです。この修正案は事務費を削り、その僅か96万6,000円を農林水産業費に付け替えるという小手先のテクニックまで使って現金給付を正当化しようとしています。しかし、この少額の増額と引換えに、私たちは主食への意識回復を目指すというお金では測れないくらいに大切な公益的な政策目的を丸ごと放棄しようとしているのです。これは、本質を見誤る子供だましの修正案だと断言せざるを得ません。この現金給付案は、メディアに踊らされた市民の一時的な私欲に応じるだけで、地域経済の循環や主食であるお米の生産を支え、日本の根幹である稲作文化や地域共同体を復活させるための意識を取り戻すといった公益には全くつながりません。もし現金で配ったならば、多くは市外へ流出するか、貯蓄に回り、使われない死に金になってしまうでしょう。

スペインの哲学者であるオルテガは、大衆の反逆の中で、凡庸な者が勝利を収める状況を痛烈に批判しました。それは、人々が自らの享乐的な欲求だけを主張し、文明を維持するために必要な責任や努力を拒否する状況です。そしてこう続けています。真の貴族とは、権利を要求するのではなく、自らに多くを要求し、困難と義務を負おうとするものであると、まさに私たち議員が、この精神的な貴族を目指すべき存在なのではないでしょうか。市民の短絡的な権利、すなわち現金給付に応じるのではなく、食料基盤の維持という国家と国民が共有すべき重要な義務を優先すべきだと思うのです。

私が今、最も憤りを感じているのは、この意義あるおこめ券という手段に対し、一番信念を貫かなければならないはずの鈴木憲和農水大臣が、自ら政策理念を否定してしまったことです。鈴木大臣は、米価は市場が決めるべきという無責任な発言、そして、米価維持が目的ではないという発言により、今回の政策の正当性を自ら否定し、自爆してしまいました。米は単なる市場で取引される商品ではありません。それは国民全ての生命の糧であり、国家の安全保障の根幹です。

かつて、カール・ポランニーが労働、土地、貨幣を商品化してはいけないと警鐘を鳴らしたように、また宇沢弘文先生も社会的共通資本である自然、インフラ、そして制度を市場原理に委ね、商品化してはいけないと主張されたように、お米という主食の安定供給も、まさに公的に守られるべきものなのです。その管理を不安定で冷酷な市場原理に委ねようとする行為は、国民の生存基盤を放棄する国家の責任放棄以外の何者でもありません。

かつて、五・一五事件のときに尊敬する橘孝三郎先生は、田舎を捨て、都会に出て繁栄を謳歌する人々に対し、土地を耕し、ふるさとを守り続けてくれる人たちがいることを思い出してほしいとの気持ちで東京に電気を送っている発電所を襲撃されました。ほんの数時間でも電気を止めることができれば、みんなが気づいてくれるかもしれないと思われたわけです。私としては、このたびのおこめ券の配布も同じような効果があると考えておりますので、本来であれば、全ての自治体、特に、都会こそおこめ券を配ってほしいと願っているところです。橘先生の主張は、天皇を中心とした農本主義的な国家再建を目指し、資本主義の弊害によって疲弊した農村を救済し、国家の基盤たる農民の生活と精神を守ることでした。これは、国民の生命と生活を市場の論理ではなく、国家の責任において守るという強い意志を示されており、この精神こそが、今の政治家が取り戻すべきものだと確信しております。米価低迷がもたらした農村の疲弊は、個々の農家さんの努力不足ではなく、長きにわたり農業を軽視し、市場原理という名の無責任な政策を放置してきた我々政治家の責任なのです。私は主食の管理に関する国策の選択を明確にするよう国に対して強く迫ります。農水大臣の市場が決めるという無責任な発言を断固非難し、即刻更迭を求めたいと思いますと言いたいところですが、私は優しいので猛省を促したいと思っております。

主食の安定供給と農村の維持を両立させる道は、他の先進国では当たり前に行われているように、ただの2つの方法しかありません。政府は次のいずれかの道筋を国策として明確に選択し、予算措置を講じなければなりません。

その1つは、米価の高値を維持するために、消費者補填型で農家さんが安心して生産できる水準まで高値に維持し、消費者が安く購入できるように価格差を専用券などで補填する道です。つまり、今回のおこめ券は、まさにこの目的で実行されるべきなのです。

そして2つ目は、米価の安値を維持するための農家直接補填型で、消費者物価の安定を最優先し、米価を安く抑える代わりに政府が全責任を持って、農家さんの生産コストをしっかり補填し、農業経営を安定させる道でございます。つまり、私が常日頃から訴えている食料自給率向上のための計画生産に協力してくれる農家への公務員並み所得保障はこちらの道になります。

最後になりますが、このたびの修正案は市民の私欲に応じるだけで、地域経済に貢献しないポピュリズムの悪しき見本です。おこめ券を配る原案こそが主食であるお米を大切にするという国民意識の復元、そして、地域経済の活性化につながる道なのです。主食を守ることは国を守ることです。私は安易な現金給付を求める修正案に反対し、我が市の政策が、真の食料安全保障を確立する第一歩となることを強く願いながら原案の可決を訴え、討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） ほかにございませんか。15番、生野議員。

○15番（生野 美輪君） ただいま議題となっております議案第133号令和7年度防府市一般会計補正予算（第4号）に「公明党」としては修正案に反対、原案に賛成の立場から討論させていただきます。

まずは、今回の補正予算案の柱であります国の総合経済対策に基づく重点支援地方交付金については、「公明党」が国政の場で、その拡充を強く求め実現したものであり、本市の対策が迅速に講じられたことを高く評価いたします。

具体的な生活支援策として、物価高対応子育て応援手当の支給、学校給食費の無償化、そして保育園、幼稚園、こども食堂、福祉施設等への米の支援といった子育て世帯や福祉世帯など、特に生活に困難を抱える方々へのきめ細やかな支援が盛り込まれています。さらに、原案においては、今回の対策において、市が全市民を対象に、おこめ券と2,000円分の商品券をセットで令和7年度中に郵送配布する準備を進めていることも承知しております。これは幅広い市民の家計を下支えする上で重要な施策です。このセット配布は、単に一律に現金を給付するだけでは得られない二重の優位性を持っています。おこめ券は主食などの食用品の購入に重点を置き、物価高騰で最も切実な生活基盤の維持という目的を確実に達成できます。さらに、おこめ券は、お米以外の食料品等にも利用できることが国から追加で示されており、物価高対策として市民の皆様に柔軟な活用と高い利便性を提供します。残りの2,000円分の商品券は、食料品とは別の消費を促し、地域での消費を喚起し、経済活性化に貢献します。そして何より現金給付の場合、過去のコロナ禍での経験からも明らかのように、申請内容の確認作業、コールセンターや窓口対応などに多大な時間と労力を要し、スピード感がないという大きな批判を招きました。このおこめ券足す商品券の方式は、こうした現金給付の課題を回避し、より迅速に、より多くの市民に支援を届けられる点で優れていると考えます。

特に、本市においては、今年、米国の関税措置による地域産業への影響を受けており、地域経済の活性化は喫緊の課題となっています。この観点から全市民への商品券配布やプレミアム付商品券の発行は、消費を喚起し、地域経済を力強く下支えする必須の対策であ

ると評価いたします。

市民生活は依然として物価高騰による厳しい状況に直面しており、その生活苦を訴える声を数多くお聞きしています。このような状況下で、市民の生活と地域経済を支える上で最も重要なのはスピード感です。執行部におかれましては、このたびの補正予算案をいち早く計上されたことに対し、深く感謝いたします。しかしながら、対策の効果をより多くの市民に実行していただくためには、一日でも早い予算の執行と対策の実行が求められます。特に、市民が早期に物価高対策を実感できるよう、確実かつ最速での準備、実施を強く要望し、討論いたします。

○議長（安村 政治君） ほかにございませんか。4番、原田議員。

○4番（原田 典子君） 本会議において、補正予算に対する修正案について、「日本共産党」は賛成の立場から討論を行います。

本修正案は、原案の趣旨を否定するものではなく、物価高騰の影響を強く受けている市民に、より確実に支援を届けるための改善提案であると受け止めています。予算委員会での議論を経てもなお、原案の支給方法では受け取り方法や利用手続の点で、支援を必要とする人ほど利用しづらい側面が残っていると感じています。そうした課題を補うものとして、今回の修正案は市民の生活実感により近い現実的な内容であると考えます。

原案では、おこめ券3,000円分と商品券2,000円分の支給が予定されていますが、おこめ券については、自らお米を生産している農家にとってはありがたみを感じないと思います。支援としての実感を持ちにくいという面があります。また、高齢者の中には、おこめ券や商品券を使える店舗まで出向くこと自体難しい方もおられ、利用できる場所が限られる支援は、結果として届きにくいものになりがちです。

こうした実情を踏まえると、現金5,000円を支給とする修正案は、農家や高齢者を含め誰にとっても使いやすく、公平で実効性の高い支援であると考えます。この修正案は対立を目的としたものではなく、市民の暮らしを守るという共通の目的を、より実効性のある形で実現するためのものです。行政提案をよりよいものへと高めていくことは議会に与えられた重要な役割でもあります。

また、補正予算に含まれているプレミアム付商品券事業につきましては、制度上申込みが必要となっており、利用できる店舗が限られるなど、生活に困窮している人ほど利用しにくい側面があります。本当に生活に困っている方の手に届きにくい事業であることも課題として指摘しておきたいと思います。

以上です。

○議長（安村 政治君） ほかにございませんか。11番、梅本議員。

○11番（梅本 洋平君） ただいま議題となっております議案第133号につきまして、会派「自由民主党」を代表し、修正案反対、原案賛成の立場で討論をいたします。

本議案は、国の物価高対策の枠組みを最大限に活用し、本市として、市民生活を確実に下支えする、今まさに必要とされる補正であり、物価高の長期化により、家計負担が増す中で、支援を迅速に、漏れなく、分かりやすく届けることが何より重要であります。

まず、国事業として、物価高対応子育て応援手当をこども1人当たり2万円支給するものであり、子育て世帯の負担感が強い局面に確実に届く支援であります。また、市民の食と暮らしを支える施策として、おこめ券3,000円分に加え、さらに防府市独自で市内店舗で使える商品券2,000円を支給し、そのほかにもプレミアム商品券、給食費無償化、施設への現物支給など、支援手段を分散させ、食と地域経済の双方に効果が及ぶよう丁寧に組み立てられている点を高く評価をいたします。

さらに、燃料高騰の影響を受ける農林水産業者への支援や厳しい経営環境の中でも前向きに生産性向上に取り組む中小事業者等への設備導入支援など、暮らしを支える対策と地域の稼ぐ力を守る対策がバランスよく盛り込まれていることも大きなポイントでございます。

なお、修正案も出ましたが、全国ではおこめ券配布に伴う事務費等を懸念する声があることも承知をしております。しかし、住民基本台帳を基に実施できる給付型の仕組みは、細かな判定事務を要する制度に比べ、支援を早期に届けやすい実効性の高い仕組みでございます。重要なのは設計段階から事務を可能な限り簡素化し、費用対効果を検証しながら、確実に市民へ届け切ることであると考えます。

最後に、閣議決定から大変短い時間で議案上程に至った執行部のスピード感と御尽力に心からの敬意とねぎらいを申し上げ、修正案反対、原案賛成の討論といたします。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 5番、藤本議員。

○5番（藤本 真未君） 「未来防府」、修正案に反対、原案に賛成の立場で討論いたします。

まず申し上げますが、修正案の提案理由にある市民の各ニーズに柔軟に対応し、明瞭な方法で実施すべきであるという考え方そのものについては、私も否定するものではありません。現金給付が分かりやすく、自由度が高い支援であることも事実です。しかしながら、今回の修正案には反対いたします。

理由の1つ目としては、支援のスピードと確実性です。

物価高騰の影響は、今この瞬間にも市民生活に及んでおり、特に子育て世帯や低所得者

世帯にとっては待ったなしの状況と言われております。原案は、既に実施を前提として制度設計が進められており、ここで現金給付へと大きく変更することは事業の遅れを招くおそれがあるということ。

2つ目に、原案が食に焦点を当てた支援であるということです。

今回の市民の「食」と「暮らし」応援事業は、物価高の中でも、まずは食を守るという明確な目的を持っています。おこめ券や市内商品券による支援は、その目的に沿って、市内消費を促しながら、市民を支える仕組みだということ。

そして3つ目として、本市の支援内容は決して最低限のものではないという点です。

他市では、3,000円分のおこめ券のみの事例もある中で、本市はそれに加え、2,000円分の商品券を上乗せし、より手厚い支援を行おうとしています。この点に関して、市民の生活実態に一定の配慮がなされたものと評価いたします。

また、おこめ券については、一部の店舗では米以外の商品にも使用できる運用が確認されており、周知を徹底することで、使いにくい支援になることは防ぐことが可能だと考えます。

本来であれば現金給付を含め、より多様な選択肢について、十分な時間をかけて議論すべきだったとは考えますが、しかし既に原案として示され、市民への支援を一刻も早く届ける必要がある今、現金給付への全面的な修正は、今は適切ではないと判断いたしました。

以上の理由から修正案に反対、原案に賛成いたします。

○議長（安村 政治君） 17番、和田議員。

○17番（和田 敏明君） ただいま提案されております議案第133号、会派「市民の声」は修正案に賛成、原案に反対いたします。

まず、先ほど予算委員会が開催され、答弁でもございましたが、現金でもおこめ券等でも配布の時期はそんなに変わらないということと、特におこめ券1枚500円ですね、1枚500円のおこめ券は、実質は1枚440円と店舗での支払い等の取扱いについて非常に混乱を招くことが予想されます。

また、利用可能範囲についても、どの店で、どの品目についてということもいまだはつきりしておりません。基本的には店任せというようなスタンスでございます。

周知についても決定後、券の配布とともに、利用可能店や利用可能品目について記載したものを送付するとのことですが、店だとか品物を全て分けたものとなると、とんでもないボリュームになります。それを市民が見るのでしょうか。

また、市内全ての店舗で使えるわけではなく、非常に利用勝手が悪く、広く市民のニーズに応えられるとは思いません。さらには、特におこめ券に関しては、市外でも利用でき

るということで、必ずしも市内の経済の活性化につながるとは言い切れません。

これらを踏まえ、現金での支給であれば、何でもどこでも自由に使い、全ての市民に対し、より役立つ形で確実な支援を届ける本事業が目指す生活支援の目的に最適な手法であり、多くの市民が求められていると直接の声をお聞きしております。

また、96万6,000円を減額分についても、無駄なく農林水産業、燃料油支援事業に充当されることについても賛同いたします。

以上、討論といたします。

○議長（安村 政治君） 16番、山田議員。

○16番（山田 耕治君） 議案第133号令和7年度一般会計補正予算（第4号）について、修正案に反対、原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

本補正予算案に賛成する理由を述べさせていただきます。

まず、物価高騰が続く中で、市民生活を守り、地域経済を下支えするために総額15億8,300万円を追加するという本補正予算案は、非常に的確であり、スピード感のある速やかな実施が求められる施策であると高く評価しております。

物価高対応子育て応援手当支給事業4億200万円は、子育て世帯の負担軽減に直結する重要な支援で、児童手当受給世帯のこども1人当たり2万円を支給することで、防府市の子育て環境のさらなる改善に寄与するものだと考えます。

また、同じ子育て世帯応援事業2億4,200万円は、公立中学校の給食費無料化、1月から3月分というふうに話されておりましたが、未就学児等への1万円のクーポン券支給が含まれており、物価高影響を強く受けている子育て世帯の支援として大変意義があります。国の教育支援政策とも整合性があり、教育の機会均等を推進するものと理解しております。

次に、社会福祉施設等物価高騰支援事業、これは福祉施設に1施設に当たり100キログラムの米を支給するということで、支援運営の負担軽減を図る実効的な取組であると思っております。対象施設は、説明では300施設ということで、福祉現場の安定運営を支える重要な施策と評価をさせていただきます。

またさらに、農林水産業燃料油支援事業、燃料価格高騰に直面する農林水産業の支援を支える施策であり、生産基盤の維持に欠かせないものでございます。国の農林水産業支援策と連携し、地域の農林水産業の持続可能を高める重要な施策と考えます。令和8年度の1月から6か月とのことですが、施策を進める中で、事業者の意見もしっかりと取り入れながら、次の施策に結びつけていただければと思っております。

また、プレミアム付商品券発行事業、1億4,000万円は6万セットで発行を通じて

地域消費の拡大を図るもので、商工業の活性化につながると期待されてます。今までの実績も考慮しながら、地域経済の底上げに寄与するものでございますので、事業自体のP D C Aの分析もよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

また、生産性向上設備導入支援事業、6,000万円は、市内事業者の設備投資を補助率3分の2、上限100万円で支援し、事業の生産性向上と地域経済の強化を後押しする施策です。国の中小企業支援策と整合性もある中で、相談窓口も整備していただき、地域の経済の基盤強化を進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

そして、先ほど修正案も出ましたが、市民の「食」と「くらし」応援事業、全市民を対象に3,000円分のおこめ券と2,000円分の商品券を配布し、食生活の安定確保と地域商店での消費喚起につなげる施策と評価いたします。

確かに、市民の皆様から現金で配ったほうが使いやすいのではないかやお米は年間契約で購入しているため商品券のほうがよいといった声があることも十分承知しております。ただ、市長はお米離れをしてはいけないと、市民にお米を食べさせてあげたいという力強いお言葉もございました。そして、お米以外でも使えるということも実は先ほどの委員会の中でも分かっておりますので、その辺の周知もしっかりしていただき、市民の皆様に使いやすいようにしていただければというふうに思っております。

確かに、全ての市民の生活スタイルに完全に合致する制度ではないかもしれませんが、物価高騰の影響を広く、そして確実に緩和するという観点において、国の施策の方向性と整合し、市としての工夫と責任ある判断がなされた施策であると評価いたします。

以上のとおり、本修正案は、物価高騰に苦しむ市民生活を支えるとともに、地域経済全体を力強く下支えする内容となっており、時期を得た極めて有効な施策であるということ判断し、修正案に反対、原案に賛成の立場から会派「絆」として討論させていただきます。

○議長（安村 政治君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） ただいま上程されております、この補正予算に対する修正案に賛成の立場で討論いたします。

おこめ券の使用を防府市はいち早く決めたわけですが、おこめ券が使える店を拡大する、こんなことが言われておりますし、使える品目の拡大もするというふうなことも言われますが、しかし、依然としておこめ券は、これまでの商品券と比べれば使いにくいものに間違いないわけです。おこめ券と商品券の2つをセットで配布するというので、使えるお店を一覧表にするだとか、そういった利便性を図るということでしょうけれども、商品券

は使えるけれどもおこめ券は使えない、こういった形で複雑化をするのではないかということ懸念しております。

そしてまた、委員会の審議で指摘したことでもあります。事務的経費の節減の状況ということ考えた場合、一番それが経費削減になるのは給食費についてであります。これは給食費の通帳からの引き去りのような手続を減らすという形で比較的簡単にできるものだろうと思います。

そして、審議でも言われましたが、やはり現金給付のほうが、こういった形での経費の縮減にもなるのではないかということでもあります。そして、現金給付のほうが市民のニーズに対応し、利用度が高いということも明らかだと思います。これについては、市民に大衆迎合という意見をお聞きしますが、市民の声を議員が議会で反映しなければ、議会は市民から見放されることになるのではないかと考えております。現金給付では貯蓄に回るとすれば、それは物価高に市民が不安なためであります。物価高対策を取るのであれば、物価を下げる方策あるいは市民生活を安定させる方策が必要だろうと思います。商品券などで消費を喚起すれば、需要と供給のバランス、そういった経済法則でむしろ物価高になることが言われるのではないのでしょうか。そういった意味では、現金給付あるいは防府市ではこういうことは全然選択肢にされませんでした。大阪市、交野市、福岡市、近くでは浜田市などが水道料金の減免などを考えておられるということを新聞報道などで知ることができますが、こういった形で市民生活を安定させることがむしろ大事だろうと思います。そういった広い観点からこの補正案を見たときに、この補正案のほうがよりよい方策として、これに賛成をいたします。

○議長（安村 政治君） ほかにございませんか。9番、宮元議員。

○9番（宮元 照美君） 会派「市民と共に」の宮元照美です。今回の議案133号について、修正案について賛成いたします。と申しますのも、初めに、おこめ券を市長がニュースで発表されたときすごくうれしくて、やっぱり私も防府市のお米は日本一だと思っております。本当においしいです。賛成しておりましたが、全ての生産者の方に、このおこめ券が使用できないというふうなことをお伺いしまして、考えたのですが、今日、予算委員会のときに石田議員が、そのことで執行部の方に生産者の方にもそういう配慮してほしいということをおっしゃられて、努力するというふうにおっしゃられました。私は本当にそれが決まるまでは、やっぱりそうしたら現金のほうが簡潔に生産者の方のお米を買えるのではないかと思います。消費者の方も今、離農者が増えていますので、生産者の方もすごく大切だと思います。その結果、おこめ券はやっぱり現金給付がいいと思い、修正案に賛成いたしました。討論を終わります。

○議長（安村 政治君） ほかにございませんか。

討論を終結してお諮りいたします。本案については修正の動議が提出されておりますので、起立による採決といたします。重田議員提出の修正案について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立少数でございます。よって、重田議員提出の修正案は否決されました。

ただいま修正案が否決となりましたので、原案について採決いたします。

議案第133号を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） 御着席ください。起立多数でございます。よって、議案第133号は原案のとおり可決されました。

議案第141号工事請負契約の締結について

○議長（安村 政治君） 議案第141号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 議案第141号工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

本案は、令和7年度当初予算で御承認を頂き、令和7年度、令和8年度の継続事業として施工いたします佐波川右岸広域防災広場第2期基盤造成工事の請負契約の締結について、お諮りするものでございます。

お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、制限付一般競争入札を行いました結果、成長建設株式会社・株式会社羽嶋松翠園・みどり建設株式会社共同企業体と契約を締結しようとするものでございます。よろしく御審議のほうのお願い申し上げます。

○議長（安村 政治君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。6番、松村議員。

○6番（松村 学君） ただいま議題となっています議案第141号佐波川右岸広域防災広場第2期基盤造成工事請負契約について、本市の防災事業のまさに重要な事業でありますので、この契約については当然賛成ではあるのですが、一点要望させていただきます。

今の防災広場の西側地域、佐野の西側エリア、そして大道の一部であります。こちらの今工事で流れている水がこの佐野堰より農業用水を取水しております。現在、当局においても真摯に対応中ですが、この工場の汚水が、この用水に流入して一帯の田にこの汚水が流れ込んで困っているということで、一帯の農業者より要望がございます。ですので、新たな業者とこの契約を交わした後、この問題についてしっかり協議、対策いただくよう要望し、賛成の討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（安村 政治君） よろしいですか。討論を終結してお諮りいたします。

本案についてはこれを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第141号については原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（安村 政治君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてお諮りいたします。各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第108条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（安村 政治君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和7年第4回防府市議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり慎重な御審議をいただきましてありがとうございました。お疲れさまでした。

午後3時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年12月17日

防府市議会議長 安 村 政 治

防府市議会議員 松 村 学

防府市議会議員 田 中 健 次